

継続

原議保存期間	5年（令和12年3月31日まで）
有効期間	一種（令和12年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁備三発第27号
令和7年2月18日
警察庁警備局警備運用部警備第三課長

周辺海域において油等汚染事件が発生した場合における迅速かつ的確な警察措置の実施等について（通達）

日本の周辺海域において、油、有害液体物質、危険物その他の物質による汚染事件（以下「油等汚染事件」という。）が発生した場合、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」（平成18年12月8日付け閣議決定）に基づき、国民の生命、身体及び財産の保護等のため、関係行政機関、地方公共団体等が迅速かつ的確に対応することとされている。

油等汚染事件が発生した場合に都道府県警察が講じるべき措置等は下記のとおりであるので、引き続き、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、「周辺海域において油等汚染事件が発生した場合における迅速かつ的確な警察措置の実施等について」（令和元年12月24日付け警察庁丁備発第176号）は廃止する。

記

1 油等汚染事件の発生に備えた平時の措置

(1) 関係機関との連絡体制の確立

平素から海上保安庁及び消防を始めとする関係機関、地方公共団体等と緊密な連絡体制を確立し、相互の協力体制の整備を図ること。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

油等汚染事件の発生時における情報収集を迅速かつ的確に行うことができるようにするため、情報収集・連絡体制を整備すること。

(3) 装備資機材の点検・整備

管轄区域内において油等汚染事件が発生した場合に活用可能な装備資機材について、平素から点検・整備に努めること。

(4) 訓練への参画

海上保安庁及び消防を始めとする関係機関、地方公共団体等との連携を強化するため、油等汚染事件を想定した訓練への参画に努めること。

2 油等汚染事件の発生時の措置

(1) 対応体制の確立

情報収集、関係機関との調整等を実施するための対応体制を早期に確立すること。

(2) 情報収集

警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等について情報収集を行うこと。また、関連する通報内容の集約・整理を行うこと。

なお、情報収集に当たっては、火災・爆発、ガス中毒等の二次災害の可能性も踏まえ、汚染の原因物質の種類及び性状、拡散状況等の把握に努めること。

(3) 捜索・救助

多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じていると認められる場合には、油等汚染事件の発生日等に応じ、関係機関と連携しつつ、警察用航空機、警察用船舶等を活用して迅速な捜索・救助を実施すること。

(4) 避難誘導等

沿岸域で大規模な油等汚染事件が発生した場合等において、地域住民等の避難が行われることとなるときは、関係機関と緊密に連携し、必要に応じ、地域住民等の避難誘導その他所要の警察措置を実施すること。

なお、汚染の原因物質として引火性や毒性を有するものが排出された可能性がある場合には、火災・爆発、ガス中毒等の二次災害を防止するため、火気の使用制限の指示・広報等の危険防止のための所要の措置を講じること。

(5) 警戒監視活動

関係機関と連携し、警察用航空機、警察用船舶等を活用した情報収集や沿岸における警ら活動を通じ、油等汚染事件に伴う漂着物の状況を把握するなど、必要な警戒監視を行うこと。

(6) 応急対策

関係行政機関等から要請があった場合等においては、必要に応じ、危険防止の観点から、油等汚染事件に伴う排出物質の防除の実施に関し、所要の協力を行うこと。

この際、油等汚染事件に伴う排出物質の直近で活動することとなる警察職員には、排出物質の特性に応じた保護具を着装させるなど、警察職員の安全確保を徹底すること。

(7) 報告連絡

油等汚染事件又はそのおそれのある事案を認知した場合、警察庁警備局警備運用部警備第三課及び関係管区警察局に必要な報告連絡を直ちに行うこと。

【継続措置状況】

初回発出日：平成19年11月5日

(有効期間：平成30年12月31日)

継続措置日：平成30年12月25日

(有効期間：平成31年12月24日)

継続措置日：令和元年12月24日

(有効期間：令和7年3月31日)